

令和4年度
事業計画書

社会福祉法人 市原市社会福祉協議会

目 次

基本方針	1
重点項目	2
・地域福祉の推進	2
・法人経営及び運営	3
地域福祉の推進	4
法人経営及び運営	9
指定管理施設の経営	12
・老人福祉センター	12
・姉崎保健福祉センター（アネッサ）	13
・三和保健福祉センター（サンハート）	17
・南部保健福祉センター（なののはな館）	20
居宅介護支援事業所の経営	23

基本方針

一昨年以来、新型コロナウイルス感染症の影響により、人々の生活は大きく変化してきました。社会・経済の停滞は、所得や雇用機会の減少となり、減収や失業による生活困窮の課題が顕在化し、また、長期化する外出自粛による高齢者等の孤立や心身への影響も新たな課題となっています。

しかし一方で、これまで住民参加・住民主体で取り組んできた、日常生活上のちょっとした困りごとに対応する生活支援活動や定期的な見守り・声かけ活動が継続して展開されるなど、大人数での交流が制限される中でも、改めて地域のつながりの意義を再確認する機会となりました。

こうした状況の中、本会では昨年9月に「第6次市原市地域福祉活動計画」を策定しました。この計画は、市原市が昨年3月に策定した、『地域共生社会の実現』に向けた施策を推進する「市原市地域共生社会推進プラン(第4期市原市地域福祉計画)」と目標を共有し、その具現化を担うための民間の活動・行動計画です。

計画の中には、フードバンクや地域(子ども)食堂といった新たな地域福祉活動の創出や推進、社会福祉法人をはじめとする地域の多様な主体との連携づくりなど、新たな取り組みも多く含まれています。今後も地域と協働し、行政や関係機関・団体等と連携を図りながら、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを推進していきます。

また、昨年度設置した市原市成年後見支援センターでは、これまでの相談支援に加え、地域資源をネットワーク化し、支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域の連携づくりや後見人等の支援のための体制構築などを行う中核機関を担い、その機能強化を図ります。

感染症の影響による社会・経済の停滞に伴って、本会会費及び共同募金配分金の減収など、財政面では非常に厳しい状況下ではありますが、本会が推進する地域づくり活動や生活支援活動は継続して取り組んでいく必要があります。このため、本会の「見える化・見せる化」を促進し、新たに導入した情報発信ツールを積極的に活用し、本会の認知度向上を図り、一人でも多くの市民の皆さまからのご支援とご協力をいただきながら、地域福祉の推進と健全な法人経営を目指します。

重点項目

地域福祉の推進

1 地域の誰もが互いに支え合うコミュニティづくり【共感】

- 福祉意識の醸成
 - ・ 地域・福祉を知る企画の充実
 - ・ 人と人とのふれあいを育む場の推進
- 小地域福祉活動の推進

2 地域のつながりを豊かにするための仕組みづくり【共創】

- 地域で孤立させない取組の強化
 - ・ 寄り添い支えていく体制の強化
 - ・ 生活を支えるための体制の強化
- 地域福祉力の向上

3 地域で安心して幸せに暮らすための基盤づくり【共生】

- 地域で活躍する人材の育成
- 権利擁護の推進
- 災害対応力の向上

法人経営及び運営

1 トップマネジメント・トップセールスの強化

- トップマネジメント力の強化
- 監事監査の実施
- 評議員会の開催

2 社協の見える化・見せる化の推進

- 広報、発信力の強化

3 事務事業推進体制の強化

- 法人管理、運営体制の強化
- 地域福祉推進体制の強化
- 生活支援体制の強化

4 人材育成及び人材確保

- 人事考課制度の効果的な運用
- 育成体制の再構築

5 財政基盤の充実・強化

- 自主財源の充実、強化

6 福祉顕彰事業の開催

- 会長表彰状、感謝状の贈呈
- 講演（福祉関係者合同研修）

地域福祉の推進

1 地域の誰もが互いに支え合うコミュニティづくり【共感】

※（予算書ページ／予算額）

福祉意識の醸成

（1）地域・福祉を知る機会の充実

① 地域福祉活動の見える化・見せる化の推進【重点的な取組/拡充】

多くの市民に福祉を身近に捉えてもらうために、SNSや動画コンテンツを活用し、市社協や地区社協、小域福祉ネットワークが取り組む地域福祉活動を広く紹介していきます。

② 生活困窮者支援活動の推進【重点的な取組/新規】（P21/320千円）

「困った時はお互いさまの地域づくり」に向けて、フードバンク活動（食品ロスの軽減）や制服バンク活動（制服のリユース）などの新たな生活困窮者支援活動を創出し、その推進を図ります。

③ 広報紙「社協だより」の発行（年4回）（P10/3,000千円）

④ 福祉バザー事業・歳末たすけあい募金事業（P11/284千円）

（2）人と人とのふれあいを育む場の推進

① 共生型サロン事業の推進【重点的な取組/拡充】（P22/3,000千円）

地域住民同士の交流とふれあいを広げるために、現状のふれあいサロン活動をベースしつつ、支え手（世話役）と受け手（参加者）の関係を見直すとともに、世代や障がいの有無に関わらず、誰もが気軽に参加できる「共生型サロン」への移行を図ります。

<現状のふれあいサロン事業>

ふれあい・いきいきサロン事業（高齢者対象）

ふれあい・はつらつサロン事業（障がい者対象）

ふれあい・子育てサロン事業（未就学児の子育て家庭対象）

② 子どもの居場所づくり活動の推進【重点的な取組/新規】（P21/90千円）

子どもたちの健やかな育ちを支援するために、「地域（子ども）食堂」などを実施する団体に対して新たな補助金の創設に向けた検討を進めるとともに、「地域（子ども）食堂ネットワーク」の事務局機能を担うなど、地域における子どもの居場所づくり活動の推進を図ります。

③ サロン関係者交流会（年1回）（P12/85千円）

小地域福祉活動の推進

- ① 地区社協の活動・運営支援【重点的な取組/継続】 (P10/9,468 千円、P 22/4,039 千円、P 22/1,760 千円)

住民参加・住民主体による地域福祉活動のさらなる推進が図れるよう、市社協の内部組織である地区社協が取り組む地域福祉活動の実践と安定的・持続的な組織運営を支援します。

- ② 小域福祉ネットワークの活動・運営支援【重点的な取組/継続】 (P11/9,200 千円)

住民参加・住民主体による地域福祉活動のさらなる推進が図れるよう、小域福祉ネットワークが取り組む自主的・自発的な地域福祉活動の実践と安定的・持続的な組織運営を支援します。

- ③ 地区社協連絡会の開催 (年 6 回程度) (P22/120 千円)

- ④ いちはら小域福祉ネットワーク連絡会議の開催 (年 2 回程度) (P22/85 千円)

- ⑤ 地区社協・小域福祉ネットワーク合同研修会の開催 (隔年 1 回) (P22/100 千円)

2 地域のつながりを豊かにするための仕組みづくり【共創】

地域で孤立させない取組の強化

(1) 寄り添い支えていく体制の強化

- ① 新たな相談支援体制の構築【重点的な取組/新規】 (P10/330 千円)

困りごとを抱える人や世帯の孤立を防ぎ必要な支援が受けられるよう、地域福祉関係者の協力のもと、地域住民の様子の変化に早期に「気づき」、適切な支援に「つながり」、地域で「見守る」体制を構築し、その展開を図ります。

- ② 民生委員・児童委員活動の支援【重点的な取組/継続】 (P10/1,791 千円)

地域住民の身近な相談相手である民生委員・児童委員の活動上の負担感を軽減するために、委員同士の支え合いの体制づくりや活動の充実に資する研修の開催などに取り組みます。

- ③ 相談支援活動者研修会の開催 (年 1 回) (P22/50 千円)

- ④ 安心生活見守り支援事業 (P11/20 千円)

- ⑤ 地域福祉支援事業 (P11/3,400 千円)

- ⑥ 地域主体の子どもの見守り強化事業 [市原市受託事業] (P21/3,000 千円)

地区社協が中心となって、満 2 歳から学齢前の未就学児を養育している世帯に対して、事業の協力が戸別訪問を行うなど、子どもや家庭の状況を地域でゆるやかに見守る体制の構築を図ります。(モデル地区：ちはら台地区)

(2) 生活を支えるための体制の強化

① 生活支援体制整備事業の推進【重点的な取組/継続】 [市原市受託事業] (P20/25,080 千円)

「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、本会職員が「第1層・第2層生活支援コーディネーター」を担い、中域福祉圏ごとに設置した「第2層協議体」と連携・協働しながら、高齢者の日常生活を地域全体で支える仕組みづくりを推進します。

② 各種資金貸付事業

資金の貸付による経済的な援助にあわせて、経済的自立と生活意欲の促進を図るための援助を行います。

<貸付資金の種類>

生活福祉資金貸付事業 [県協受託事業] (P15/9,585 千円)

臨時特例つなぎ資金貸付事業 [県社協受託事業] (P16/265 千円)

療養資金貸付事業 [市原市受託事業] (P17/2,137 千円)

福祉資金貸付事業 (P16/300 千円)

③ 日常生活支援事業 (P10/840 千円)

地区社協が中心となって、地域住民が抱える日常生活上のちょっとした困りごとの解決に取り組みます。

- ・地域住民同士が気兼ねなく支え合う「住民参加型在宅福祉サービス」の拡充
- ・困りごとの中から課題を絞って活動する「事業化・活性化推進サービス」の拡充

④ ファミリー・サポート・センター事業 [市原市受託事業] (P18/4,757 千円)

おおむね生後6ヶ月以上小学校6年生までの児童を養育している世帯に対して、事業の協力者が対象児童の一時預かりなどの援助を行います。

⑤ 出産前後家事等サポート事業 [市原市受託事業] (P19/4,216 千円)

母親が妊娠中または出産後1年以内にある世帯に対して、ホームヘルパーを派遣し、家事や育児の援助を行います。

⑥ 送迎ボランティアサービス事業 (P12/3,914 千円)

⑦ 福祉カー貸出事業 [市原市受託事業] (P17/164 千円)

リフト付きワゴン車の貸出を行い、高齢者や障がい者などの社会参加を促進します。

⑧ 居宅介護支援事業所の運営 (P34/19,099 千円)

介護を必要とする方が介護保険サービスを受けられるよう、ケアプランの作成やサービス事業者との調整などを行います。また、ケアマネージャーが有する専門的知識や技術などを活かして、地域福祉の推進に必要な情報提供や助言などの支援に努めます。

地域福祉力の向上

① 地区行動計画の推進【重点的な取組/拡充】

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりを地域が一体となって計画的・継続的に進めるために、地区社協が中心となって中域福祉圏ごとに策定した「地区行動計画」の見直しを行い、その推進を図ります。

② 社会福祉法人の公益的な取組との連携【重点的な取組/新規】 (P20/20 千円)

社会福祉法人による「地域における公益的な取組」と地域福祉活動を結びつけるために、中域福祉圏ごとの顔の見える関係づくりを推進し、その後の協働活動の展開につなげます。

3 地域で安心して幸せに暮らすための基盤づくり【共生】

地域で活躍する人材の育成

① 福祉教育の推進【重点的な取組/拡充】 (P12/70 千円)

福祉や地域についての理解を促進するとともに、地域づくりへの参画のきっかけづくりを推進するために、児童・生徒、若者・大人、シニアなど、それぞれの世代に応じた多様なアプローチを行い、福祉の学びの機会の提供に取り組みます。

② ボランティア活動の推進【重点的な取組/拡充】 (P12/886 千円)

ボランティアによる社会貢献活動の推進を図るために、ボランティア支援機能を充実させるとともに、社会貢献活動と地域福祉活動のつながりを促進します。また、地域福祉関係者と調整しながら、地域生活課題の解決に取り組むボランティアの育成・確保を図ります。

③ 人材育成事業 (P10/150 千円)

地区社協が中心となって、地域福祉活動の新たな担い手となる人材の育成・確保に取り組みます。

権利擁護の推進

① 市原市成年後見支援センターの設置・機能の充実【重点的な取組/拡充】 (P14/21,877 千円)

「成年後見制度」の利用促進を図るために、市民向け研修の開催やパンフレットの配布、制度利用に関する一般・弁護士相談窓口の開設、専門職や支援関係者による受任者調整会議の開催など、適切な制度利用につながるための支援を行います。

・ 中核機関の運営【新規】

< チーム会議の開催 >

権利擁護を必要としている人と、支援する専門職や地域の関係者、後見人等の「チーム」の構築と適切な支援や見守り体制を構築するための「チーム会議」を開催します。

< (仮) 成年後見制度利用促進協議会の開催 >

「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体、関係機関が必要な支援を行うための体制を構築します。

② 法人後見の実施（P14/334 千円）

市長申立案件や福祉サービス利用援助事業の利用者など、適切な後見人などの候補者が不在の場合に、本会が後見人、保佐人、もしくは補助人となり、本人の意思を尊重した支援を行います。

③ 福祉サービス利用援助事業〔県社協受託事業〕（P14/11,123 千円）

高齢や障がいなどにより判断能力が不十分になっても安心して生活が送れるよう、専門員や生活支援員が定期的に訪問し、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理の支援、郵便物の確認などを行います。

災害対応力の向上

① 災害ボランティアセンターの体制強化【重点的な取組/拡充】

地震や風水害などの大規模災害の発生に備え、市原市（行政）による支援、連携・協働のもと、平常時から「災害ボランティアセンター」を迅速・適切に設置・運営するための基盤整備を図ります。

② 災害ボランティアの育成・確保【重点的な取組/拡充】（P12/96 千円）

災害派生後早期からの災害ボランティア活動を迅速・効果的に展開するために、活動に必要な知識の習得を目的とした研修を開催し、希望者による事前登録を行うなど、ボランティアとして活躍する人材の育成・確保に取り組みます。

③ 市原市災害ボランティア活動連絡調整会議の開催（年 5 回程度）（P12/7 千円）

④ 災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施（年 1 回）（P12/23 千円）

⑤ 災害支援ボランティア事業（P 10/180 千円）

地区社協が中心となって、災害にも強い地域づくりに取り組みます。

法人経営及び運営

1 トップマネジメント、トップセールスの強化

公益性の高い社会福祉法人として、ガバナンス強化や事業運営の透明性など、経営者である理事によるトップマネジメント力及びトップセールスの強化、促進を図り、経営体制の強化を図ります。

(1) トップマネジメント力の強化

- ① 正副会長会議の開催（毎月）
- ② 常任委員会の開催（年4回）
- ③ 理事会の開催（年4回）
- ④ 役員研修会（年1回）
- ⑤ 監事監査の実施（年1回）
- ⑥ 評議員会の開催（年3回）

2 社協の見える化・見せる化の推進

住民主体を原則とする本会にとって、住民からの理解と支援はその役割を担う上で大きな原動力となります。活動の内容や財源の使途などの広報、発信力を強化し、住民理解を促進するため、“社協の見える化・見せる化”の推進を図ります。

(1) 広報、発信力の強化

① 広報委員会の開催（毎月）【拡充・強化】

職員（主任 SW、TL 層）で構成する広報委員会を通じて、各所属のチーム会議において、職員の意識向上を図り、情報更新の周知、徹底及び確認を行い、担当職員による更新頻度の均等化を図ります。

② 各種パンフレット等の広報素材の作成・充実

③ 広報紙・ホームページの充実

④ マスメディアを活用した情報の発信・充実【新規】

テレビや新聞、プレスリリースなどマスメディアに働きかけながら、情報発信を行います。

⑤ SNSを活用した情報発信の充実

- ・ Twitter
- ・ Facebook
- ・ YouTube
- ・ 公式 LINE【新規】

新たに市社協本部と指定管理施設の公式 LINE を活用し、情報発信を行います。

⑥ 動画コンテンツの充実【拡充・強化】

広報委員会において、各事業等における動画の必要性や内容等を検討し、市民に分かりやすい動画の作成を行います。

3 事務事業推進体制の強化

社会福祉法に定められた「地域福祉を推進する団体」として、また、パートナーシッププランの推進役として、本会の第6次地域福祉活動計画の目標を達成するため、その推進基盤の強化を図ります。

(1) 法人管理、運営体制の強化

- ① 法人運営体制の再構築
- ② 内部経理監査の実施（年4回）
- ③ チームリーダー会議の実施（毎月）【拡充・強化】
チームリーダー会議の定例開催を実施し、所属間における情報共有及び課題の検討を行います。
- ④ チーム会議の開催（月2～4回）

(2) 地域福祉推進体制の強化

- ① 地域福祉活動計画推進本部会議の開催（毎月）
- ② 職員連絡調整会議の開催（毎月）
- ③ チーム会議の開催（月2～4回）

(3) 生活支援推進体制の強化

- ① 相談支援体制の強化
- ② 市原市成年後見支援センター運営体制の拡充【拡充・強化】
組織・人員体制の強化及び職員の資質向上を図ります。

4 人材育成及び人材確保

複雑多様化する地域課題や個々の生活課題など、これらを支援するための人財とあわせて将来の組織体制を見据えた人財の育成を図るとともに、適正な職員配置及び人材確保に努めます。

(1) 人事考課制度の効果的な運用

(2) 育成体制の再構築

- ① 内部研修（階層別研修）の実施
- ② 所属内研修（チーム研修）の実施【拡充・強化】
所属内研修やケース検討を行なうことで、業務を通じた職員育成を図っていきます。
- ③ チームリーダー層の育成

5 財政基盤の充実・強化

会員制度及び寄付金等の拡充をはじめとして、使途の明確化及び広報、発信力の強化を図り、本会の取組みと財務状況を透明化します。あわせて本会に求められる役割と責任を果たし、公的財源の安定確保に努め、健全な財政基盤、法人経営を目指します。

(1) 自主財源の充実、強化

- ① 広報、P Rの充実、強化
- ② 法人会員、共同募金の拡充
- ③ 新たな納入方法の研究【新規】

6 福祉顕彰事業の開催

市原市内の社会福祉の増進に寄与された方々に対して、表彰状及び感謝状の贈呈を行い、今後の本市の社会福祉の一層の発展を図ることを目的に開催します。

(1) 会長表彰状、感謝状の贈呈（予定令和5年2月18日）

(2) 講演（福祉関係者合同研修）

— 指定管理施設 —

老人福祉センター

[指定管理期間：H31.4.1～R6.3.31]

■ 老人福祉センター

高齢者一人ひとりが健康で明るく暮らせるよう、憩いの場を提供し、日頃から悩みや不安を抱える方に対し相談・援助等を行うことで安心安全に暮らすための支援を行なうとともに、各種講座、講習会を開催し、豊かな心で生きがいのある生活ができるよう、高齢者福祉の増進を図ります。

1 相談事業

- (1) 各種生活相談等の総合相談受付

2 情報コーナー設置

- (1) 警察等からの高齢者犯罪や事故防止のための情報提供
- (2) ボランティア活動等の情報提供

3 各種講座の実施

- (1) 健康体操（月2回）
- (2) 警察及び市生活安全課による指導（年1回）

4 教養講座の実施

- (1) 書道教室（月2回）
- (2) 生け花教室（月2回）
- (3) アートフラワー教室（月1回）
- (4) 大正琴教室（月2回）
- (5) 絵手紙教室（月1回）
- (6) 囲碁教室（月4回）
- (7) 教養講座作品展示（随時）

5 福祉教育（生涯学習）

- (1) 世代間交流事業（年2回）
- (2) (再掲) ボランティア情報提供コーナー設置（通年）

6 その他

- (1) 機能回復訓練コーナーの提供
- (2) 浴場の提供
- (3) カラオケの提供
- (4) ヘルストロンの提供
- (5) ラジオ体操の実施
- (6) 踊りの実施

姉崎保健福祉センター

[指定管理期間 : R3.4.1~R8.3.31]

■ 地域福祉センター

地域住民の福祉ニーズや相談に応じ、適切な管理運営と住民参加による各種事業を企画実施します。また、地区の特性を活かしながらボランティア・NPO等の活動の場や情報の提供を行い、ともに福祉のまちづくりを進めていくことで、地域の福祉力を高めていきます。

1 福祉活動支援

- (1) ふれあい・いきいきサロン
- (2) 小域福祉ネットワークの推進及び活動支援

2 ボランティア活動等の支援

- (1) 施設の提供
- (2) ボランティアグループが実施する事業への協力

3 住民参加型事業の実施

- (1) 地域交流事業 (年18回)
- (2) 子育て支援事業 (年24回)
- (3) 市民講座の実施 (年15回)
- (4) 世代間交流事業 (年15回)
- (5) 心身障がい者交流事業 (年3回)
- (6) 地域住民利用促進事業 (年1回)

4 福祉情報等の提供

- (1) ボランティア・NPO情報ステーションの設置 (通年)
- (2) ホームページ・SNS等を活用した情報提供 (通年) **【拡充・強化】**
- (3) ボランティアグループ活動紹介 (年1回)
- (4) アネッサだよりの発行 (年2回)

5 相談業務

- (1) 福祉総合相談 (通年) **【拡充・強化】**

■ 老人福祉センター

高齢者が相互に交流できる憩いの場を提供するとともに、各種講座・講習会を開催し、社会参加の契機や介護予防に繋げ、住み慣れた地域で心身ともに健康な生活ができるよう、高齢者福祉の推進を図ります。

1 各種講座の開催

(1) 健康講座

- ① ヨガ教室 (年10回)
- ② はじめての太極拳教室 (年10回)
- ③ ヨガ教室【中級】 (年6回)
- ④ 健康体操教室 (年8回)

(2) 教養講座

- ① 絵手紙教室 (年10回)
- ② 一字書教室 (年4回)
- ③ 水墨画教室 (年4回)
- ④ 折り紙教室 (年2回)
- ⑤ 料理教室 (年2回)
- ⑥ ハンドメイド教室 (年4回)

(3) 自主事業

- ① 茶話会 (ふれあい・いきいきサロン)
- ② 歩こう会

2 相談業務

(1) 福祉総合相談 (通年)【拡充・強化】

- ① 生活相談
- ② 健康相談

■ 児童館

児童に安全な遊びの場を提供し、健康増進や体力の向上及び情操を豊かにするとともに、乳幼児とその保護者が相互に交流する場を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言やその他援助を行います。

1 遊びの指導

(1) 子どもの成長段階に応じた遊びの提供と指導 (通年)

2 必須事業

(1) 地域子育て支援拠点事業

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 (通年)
- ② 子育てに関する相談、援助の実施 (通年)
- ③ 地域の子育て関連情報の提供 (通年)
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講座等事業の実施
 - ・ポヨポヨクラブ (毎週火曜)
 - ・ママのリフレッシュ講座 (年1回)
 - ・ひよこクラブ (毎週木曜)
 - ・乳幼児すこやか講座 (年3回)
 - ・のびのびクラブ (毎週金曜)
 - ・食育講座 (年1回)
 - ・児童館大運動会 (年1回)
 - ・乳幼児のための救急法 (年1回)

(2) 選択事業

- ① 自然体験活動事業 (年1回)
- ② 子どもボランティア育成支援事業 (通年)
- ③ 年長児童等来館促進事業 (通年)

3 自主企画事業

(1) 定期企画事業

- ① ふたごっちクラブ (毎月第2水曜)
- ② おはなし会 (毎月第1日曜)
- ② 英語で遊ぼう (毎月第4水曜)
- ⑦ 昔あそび (年4回)
- ③ ママといっしょ (毎月第3水曜)
- ⑧ おもいきり体育室 (年4回)
- ④ 工作・創作 (毎月第2・4日曜)
- ⑨ おはなし広場 (年4回)
- ⑤ ゲーム (毎月第3日曜)

(2) 単発企画事業

- | | | | |
|---------------|-------|-----------------|-------|
| ① おもしろ実験教室 | (年1回) | ⑥ クッキング教室 | (年1回) |
| ② 児童館クリスマス会 | (年1回) | ⑦ お楽しみ劇場 | (年3回) |
| ③ チャレンジ夏休みの課題 | (年3回) | ⑧ ドールシアター | (年2回) |
| ④ 卓球教室 | (年2回) | ⑨ 乳幼児のための交通安全教室 | (年1回) |
| ⑤ ハンドメイド教室 | (年1回) | | |

4 相談業務

- (1) 福祉総合相談(通年)【拡充・強化】

5 図書貸し出し

- (1) 図書貸し出し(通年)

三和保健福祉センター

[指定管理期間：H31.4.1～R6.3.31]

■ 地域福祉センター

地域住民の福祉ニーズや相談に応じ、住民参加による各種事業を企画実施するとともに、ボランティア・NPO等を中心とした民間福祉団体の活動の場や情報の提供を行いながら、ともに福祉のまちづくりを進めることで、地域の福祉力を高めます。

1 福祉活動支援

- (1) 小域福祉ネットワークの推進及び活動支援

2 ボランティア活動等の支援

- (1) 施設の提供
- (2) ボランティアグループが実施する事業への協力

3 住民参加型事業の実施

- (1) 地域交流事業 (年5回)
- (2) 世代間交流事業 (年2回)
- (3) 市民講座の実施 (年1回)
- (4) 子育てサロン (年10回)
- (5) おもちゃ図書館 (月2回)
- (6) さんあーとくらぶ (月1回)
- (7) フレンズ (月2回)
- (8) ひきこもり支援「自由空間」(月1回)

4 福祉情報等の提供

- (1) ボランティア・NPO情報ステーションの設置 (通年)
- (2) ホームページ・SNS等を活用した情報提供 (通年) **【拡充・強化】**
- (3) さんは一とだよりの発行 (年2回)

5 相談業務

- (1) 福祉総合相談 (通年) **【拡充・強化】**

■ 老人福祉センター

高齢者が健康で明るく暮らせるよう、憩いの場を提供し、保健指導やボランティアの技術奉仕を受け、各種講座、講習会を開催し、豊かな心で生きがいのある生活ができるよう、高齢者福祉の増進を図ります。

1 各種講座の開催

(1) 健康講座

- | | | | |
|----------------|---------|-----------|---------|
| ① 健康体操教室 | (年 8 回) | ⑤ 健康づくり教室 | (年 4 回) |
| ② 気功教室 | (年 4 回) | ⑥ 健康太極拳 | (年 4 回) |
| ③ ヨガ教室 | (年 8 回) | ⑦ 脳トレ教室 | (年 1 回) |
| ④ リズムストレッチング教室 | (年 3 回) | | |

(2) 教養講座

- | | | | |
|----------|---------|---------|---------|
| ① 茶の湯教室 | (年 4 回) | ④ 絵手紙教室 | (年 4 回) |
| ② 一文字書教室 | (年 4 回) | ⑤ 健康講座 | (年 2 回) |
| ③ 俳句教室 | (年 4 回) | | |

2 健康等の情報提供

- (1) 各関係機関からの啓発用ポスターの掲出や情報リーフレット等の設置 (通年)

3 相談業務

- (1) 福祉総合相談 (通年) **【拡充・強化】**

- ① 生活相談
- ② 健康相談

■ 児童館

児童に健全な遊び場を提供し、健康を増進し情操を豊かにするとともに、子育て支援等、地域組織活動の育成助長及び青少年の健全育成を図ります。

1 遊びの指導

- (1) 子どもの成長段階に応じた遊びの提供と指導（通年）

2 必須事業

- (1) 子どもボランティア育成支援事業（年2回）
- (2) 年長児童等来館促進事業（年1回）

3 自主企画事業

- (1) 子育て支援事業

- ① さんさんくらぶ・きらきらくらぶ（週2回）
- ② あかちゃんくらぶ（週1回）
- ③ よちよちくらぶ（週1回）

- (2) 定期企画事業

- ① 工作・創作・レクリエーション活動（月4回）

- (3) 単発企画事業

- ① 人形劇（年2回）
- ② 絵手紙教室（年1回）
- ③ 布ぞうり教室（年1回）
- ④ 工作教室（年1回）
- ⑤ ベビーマッサージ（年2回）
- ⑥ 親子ベビーヨガ教室（年1回）
- ⑦ 知ってて良かったママの救急法（年1回）
- ⑧ 世代間交流事業（年3回）

4 相談業務

- (1) 福祉総合相談（通年）【拡充・強化】

5 図書貸し出し

- (1) 図書貸し出し（通年）

南部保健福祉センター

[指定管理期間 : R2.4.1~R7.3.31]

■ 地域福祉センター

地域住民の福祉ニーズや相談に応じ、住民参加による各種事業を企画実施するとともに、住民の福祉に対する理解を深め、ボランティアの育成を図ることで地域の担い手育成に取り組むことで、福祉のまちづくりの推進に努めます。

1 福祉活動支援

- (1) ふれあい・いきいきサロン
- (2) 小域福祉ネットワークの推進及び活動支援

2 ボランティア活動等の支援

- (1) 施設の提供
- (2) ボランティアグループが実施する事業への協力

3 住民参加型事業の実施

- (1) 地域交流事業 (年3回)
- (2) 子育て支援事業 (年4回)
- (3) ふれあいサロン (年4回)
- (4) 世代間交流事業 (年1回)
- (5) 障がい者交流事業 (年1回)
- (6) なのはなフェスタ (年1回)

4 福祉情報等の提供

- (1) ボランティア・NPO情報ステーションの設置 (通年)
- (2) ホームページ・SNS等を活用した情報提供 (通年)【拡充・強化】

5 相談業務

- (1) 福祉総合相談 (通年)【拡充・強化】

■ 中高年健康増進施設

地域住民の健康の増進、発病の予防を重視し、健康増進施設を開放するとともに、各種講座・講習会を開催し、地域住民が健康で明るく活力に満ちたまちづくりの推進を図ります。

1 各種講座の開催

(1) 歩行用プール

- ① 水中ウォーキング (年6回)
- ② アクアビクス (年8回)

(2) 健康増進室

- ① 安全講習会 (週3回)
- ② 月例講習会 (年12回)
- ③ ミニストレッチ教室 (週3回)

2 相談事業

(1) 福祉総合相談 (通年) 【拡充・強化】

- ① トレーニング (運動法) 相談
- ② 健康相談

■ 老人福祉センター

高齢者が健康で明るく暮らせるよう、憩いの場を提供するとともに、各種講座、講習会を開催し、豊かな心で生きがいのある生活ができるよう、高齢者福祉の増進を図ります。

1 各種講座の開催

(1) 健康講座

- ① 健康体操 (年10回)
- ② ヨガ教室 (年6回)
- ③ 中級ヨガ教室 (年6回)
- ④ ミニストレッチ教室 (年12回)

(2) 教養講座

- ① 一文字書教室 (年5回)
- ② 太極拳教室 (年5回)
- ③ ハーモニカ教室 (年8回)
- ④ 健康教室 (年4回)
- ⑤ 太巻き寿司教室 (年2回)

2 相談業務

(1) 福祉総合相談 (通年) 【拡充・強化】

- ① 生活相談
- ② 健康相談

3 その他

(1) 大広間の開放 (通年)

■ 児童館

児童に健全な遊び場を提供し、健康増進や情操を豊かにするとともに、子育て支援等、地域組織活動の育成助長及び青少年の健全育成を図ります。

1 遊びの指導

- (1) 子どもの成長段階に応じた遊びの提供と指導（通年）

2 必須事業

- (1) 自然体験活動（年2回）
- (2) 子どもボランティア育成支援事業（年2回）

3 自主企画事業

- | | | | |
|------------------|-------|---------------|-------|
| (1) 子育てクラブ（幼児） | （週1回） | (7) 料理教室 | （年1回） |
| (2) 子育てクラブ（乳児） | （週1回） | (8) 親子体操 | （年1回） |
| (3) 親子クラブ | （週1回） | (9) 季節のイベント | （年8回） |
| (4) 工作・お話し会・ゲーム等 | （月3回） | (10) ベビーマッサージ | （年1回） |
| (5) 世代間交流事業 | （年2回） | (11) 救急法 | （年1回） |
| (6) おもしろ実験教室 | （年1回） | (12) なのはなシアター | （年2回） |

4 相談業務

- (1) 福祉総合相談（通年）【拡充・強化】

5 図書貸し出し

- (1) 図書貸し出し（通年）

居宅介護支援事業所の経営

1 居宅介護支援事業

要介護状態にある方に対し、介護保険法令の趣旨に基づいて利用者及びその家族を訪問し、相談をしながら、適切な介護サービスを利用できるよう、ケアプランを作成し、自立生活の支援をします。(通年)

2 介護予防給付ケアマネジメント事業

地域包括支援センターからの受託事業として、利用者及びその家族を訪問し、アセスメントを行い、介護予防サービス計画を作成し、自立生活の支援をします。(通年)

3 要介護認定調査

市町村からの受託事業として、本会介護支援専門員が訪問し、要介護認定のための聞き取り調査を行います。(通年)

4 研修会等の参加

職員の資質の向上を図るとともに、地域ケア会議等の参加を通じて「地域課題」や「ケアマネジメント課題」を多職種と共有し、ケアマネジメント機能の向上を図ります。

